

南種子町農業委員会平成 25 年 7 月総会議事録

1 . 開催日時 平成 25 年 7 月 19 日 (金) 午前 9 時 30 分から午前 10 時 8 分

2 . 開催場所 研修センター2 階東側会議室

3 . 出席委員

会長	8 番	戸石 助美			
会長職務代理者	10 番	戸石 かよ子			
委員	1 番	小脇 登	2 番	中峯 哲義	
	3 番	中里 安男	4 番	寺田 誠	
	5 番	小山 重和	6 番	小脇 又男	
	7 番	西田 暁	9 番	高田 照美	
	11 番	古市 道則	12 番	西園 和良	

4 . 欠席委員

5 . 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 20 年度第 33 号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 25 年度第 23 号農用地利用集積計画に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農地法第 2 条の規定にある農地でない旨の申請について

議案第 6 号 南種子町農地流動化奨励金申請について

6 . 農業委員会事務局職員

事務局 長 羽生 幸一

農地振興係長 河野 彰子

農地振興係主事補 河野 裕太

7 . 会議の概要

議 長 ただいまから、第 24 回農業委員会定例総会を開会いたします。

議 長 日程第 1、会議録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 4 番、寺田誠委員。5 番、小山 重和委員を指名します

議長 日程第 2、諸般の報告。局長が行います。

事務局 それでは諸般の報告をいたします。6月20日、農業農村整備事業説明会、18時30分から河内公民館で開催され、河野係長と農地相談員が出席しております。次の21日も同じですが、荃永地区公民館で農業農村整備事業説明会が実施されております。内容等につきましては、ほ場整備計画についての説明、それに伴いまして農地の所有者と相続者の登記について、ということで農業委員会から出席した所であります。6月24日、大久保農地組合運営委員会、19時から大久保公民館で開催されております。内容については大久保農地組合アンケート調査結果に基づく話し合いということであります。同日、種子島農業公社研修事業に関する視察ということで、南さつま市・日置市のほうに局長が出席しております。内容については、公益法人 種子島農業公社の事業計画であります担い手農家の育成、研修事業の実施調査ということであります。6月26日、種子屋久農業協同組合総代会、9時30分から中種子町のほうで開催され、会長が出席しております。同日、南種子町農地利用状況調査協力員・農業委員合同会議、14時から研修センターで開催され、会長・各農業委員・協力員・職員が出席しております。内容につきましては、農地パトロール・農地利用状況調査方法についてであります。6月27日・28日、種子島グリーン・ツーリズム視察研修ということで、南九州市と書いてありますが、南さつま市に会長・小山委員・河野協力員ということであります。ここについては、農業委員会からではなくて、各グリーン・ツーリズムの会員からの出席ということの位置づけになります。内容等については、南さつま市における受け入れ状況ということであります。7月1日、小平山農地管理組合運営委員会が19時30分から小平山公民館で開催されております。農地相談員が出席し、小平山農地管理組合の運営に関することの協議がされております。7月3日、熊毛地域農業を語る会、13時から西之表市を会場として、会長が出席しております。内容等につきましては、農業関係者の意見交換会であります。同日7月3日、県農業委員会職員協議会第58回定期総会、鹿児島市で開催され、職員が出席しております。7月4日、平成25年度情報事業全国農業新聞・全国農業図書普及対策会議が鹿児島市で開催され、職員が出席しております。内容については、平成25年度の活動計画についてであります。同日、南種子町認定農業者連絡協議会総会が18時から、ひだか旅館で開催されております。会長と職員が出席しております。内容等については、24年度の活動報告、25年度の活動計画、農業委員会関係ということで農地情報についてということで、農地基本台帳の整備について詳細

を説明した所であります。7月9日、南種子町農林技術指導者連絡協議会総会並びに研修会が15時から研修センターで開催されております。会長と職員が出席しております。7月10日、現地調査、9時から町内であります。出席者については会長、西園農地部長、古市・小脇登・寺田・小山・西田・石堂・中里・高田委員、それと事務局であります。内容につきましては、3条・4条・非農地・農地転用・奨励金・現地確認・農地パトロールであります。7月12日、種子島農業公社理事会、14時から中種子町で開催され、会長が出席しております。内容につきましては、平成24年度事業実績報告及び決算報告であります。それと理事の改選についてということであります。7月16日・17日、農業者年金業務担当者会議が鹿児島市で開催され、局長が出席しております。内容については、農業者年金制度と実務、旧制度・新制度であります。7月17日、熊毛地域農政関係各種協議会総会、町キビ・甘しょ振興会総代会が9時からと18時から開催されております。出席については会長・係長が出席しております。内容については、熊毛地域農業委員会連絡協議会総会、他5件の総会であります。以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第3、議案協議、議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成20年度第33号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について、を議題とします。なお、議案第1号については、私、戸石が参与の制限に該当します。よって、議事進行を石堂職務代理にお願いしたいと思います。

職務代理 会長が議事参与の制限に該当しますので、私、石堂かよ子職務代理が議事を進めて参ります。日程第3、議案協議、議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成20年度第33号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について、を議題とします。議案第1号については、戸石助美会長が農業委員会法第24条、議事参与の制限に該当することになりますので、従いまして戸石助美会長の退場を求めます。(戸石会長、退場)

職務代理 事務局より議案第1号の説明をお願いします。

事務局 議案第1号について説明いたします。議案第1号は農用地利用集積計画の一部変更、使用貸借権1件について承認を求めるものでございます。

【議案書にもとづいて、農用地利用計画の一部変更について内容を説明】

以上、1号議案について承認を求めるものです。よろしく申し上げます。説明を終わります。

職務代理 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

職務代理

異議がないようですので、議案第1号については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。全員賛成ですので原案のとおり決定いたします。議案第1号については原案のとおり決定いたしました。戸石助美会長の入場を求めます。

(戸石会長、入場)

職務代理

議事進行については、戸石会長をお願いいたします。

議 長

日程第4、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成25年度第23号農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議題とします。事務局より議案第2号の説明をお願いします。河野係長。

事 務 局

議案第2号について説明いたします。議案第2号は農用地利用集積計画の承認について、平成25年7月31日を公告日とする農用地利用集積計画賃貸借権6件と、使用貸借権2件を定めたいので承認を求めるものです。資料は8ページから11ページをご覧ください。農用地利用集積計画 賃貸借権6件、使用貸借権2件について説明いたします。

【議案書にもとづいて、農用地利用集積計画(案)の賃貸借、使用貸借について内容を説明】

利用権設定を受ける者は経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、承認を求めるものです。説明を終わります。

議 長

説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長

質疑ありませんか。異議がないようですので、議案第2号については原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので原案どおり決定いたします。議案第2号については原案のとおり決定いたしました。

議 長

日程第5、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人・A、譲受人・B 外3件を議題とします。議案第3号の説明をお願いします。河野主事補。

事 務 局

48ページをお開きください。今月の農地法第3条の許可申請は、4件あります。

【議案第3号、整理番号1番から4番を議案書をもとに朗読】

字図は 53 ページから添付しています。これらの件につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の総てを満たすと考えます。以上、議案第 3 号の説明を終わります。お願いします。

議長 　　ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号 1 番。小脇又男委員。

6 番委員 　　1 番目ですが、現地調査は先月実施をしております。1 号議案にもありましたように、今回交換取得ということになります。先月、C さんで農振除外の申請がありましたけれども、それも絡んでおりますけれども、要するに C さんが申請した土地とこの土地を交換するということでございまして、53 ページの図面を見てください。丁度、集成図という文字の下の、D さんの土地との交換ということです。D さんの土地に C さんが家を建てて、この代わりの土地ということで、A さんの土地を E さんが耕作するということです。E さんも兼業でございますけれども、農業も一所懸命頑張っております。何ら問題はないかと思えます。宜しくお願いします。

議長 　　整理番号 2 番。中里委員。

3 番委員 　　整理番号 2 番の説明を簡単にいたします。譲渡人・E (89 歳)、息子さんは東京で生活をしておりまして、農業を継ぐ気はなく、現在では E さんは農地を出来ることなら手放したいという考えを持っているようです。譲受人の F さんは水稲・キビ・甘しょ、シキミと合わせて 1 町 5 反の経営をしている兼業農家であります。今度購入した土地は、耕作放棄地であります。ここに F さんはシキミを作付けして経営拡大をしたいという考えのようです。耕作放棄地解消の面から見ても大変いいことですので、皆さん理解ある審議宜しくお願いします。

議長 　　整理番号 3 番。西田委員。

7 番委員 　　整理番号 3 番。G さんと H さんは兄弟でございまして、現在、水田のほうは飼料用稲の作付けをしております。H さんは　　で水田の担当をしておりますけれども、本年度担い手に申請をいたしまして、今の水田を兄から名義を整理いたしまして、水稲を作付けしたいということです。先ほど、日数と下限面積等の聞き取り調査をした結果、何ら問題は無いかと思えますので、協議をお願いします。以上です。

議長 　　整理番号 4 番。小脇登委員。

1 番委員 　　整理番号 4 番の説明をいたします。I さんと J さんは親子でございまして、畑のほうは J さんの後ろの畑でございまして、その名義変更でございまして。それで I さんは兼業農家で今漁師をしておりますので、宜しく願いをいたします。

議長 　　担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第3号については原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので原案どおり決定いたします。議案第3号については原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第6、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について、申請人・Kを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。河野主事補。

事務局 はい。今月の農地法第4条の許可申請は1件です。議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について資料を読み上げます。58ページをお開きください。

【議案第4号、議案書をもとに朗読】

詳細につきましては、59ページから62ページに資料を添付しています。以上で説明を終わります。宜しくお願いします。

議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号1番、西田委員。

7番委員 申請人・ のKさん、79歳です。登記は田でございまして、地図で見れば分かる通り、20年ほど前に の田んぼに、土砂崩れがしましてそれを整地して、そこら一帯を畑にしたようでございます。それで現況は畑、から芋を作ったりしておったんですが、平成4年頃に小屋を造っておるようでございます。そして今回、452㎡の畑を宅地にしたいということです。一応、これは弟さんが兵庫県において子供はいない訳です。そして3男坊のLさん、73歳。体調が悪いということで、ここに来るということで、Kさんが面倒を見るという考えでございますので、協議のほう宜しくお願いします。

議長 担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第4号については原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので原案どおり決定いたします。議案第4号については全員賛成ですので、原案どおり許可相当とし、県農業会議に諮問することといたします。

議長 日程第7、議案第5号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明について、申請人・M公民館を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。河野主事補。

事務局 はい。63ページをお開きください。議案第5号 農地法第2条の規定に

ある農地でない旨の証明、非農地証明について、資料を読み上げます。

【議案第 5 号、議案書をもとに朗読】

字図を 64 ページに添付しています。以上で説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。寺田委員。

4 番委員 これは、M 公民館は昭和 49 年以前に、昭和 13 年に N 公民館と分離をいたしまして、その際に O さんという方が、畑を提供したという形で、その時点から公民館として利用されていたということです。現在の建物は 49 年に、3 月 2 日でしたか、建築されて現在に至っております。今度また宝くじの事業で、公民館を造り直すということです。ここは台帳が畑ということになっておりましたので、これを非農地手続きをとりたいという申請でございます。周りには畑がありますけれども、非農地にして周辺に影響を及ぼすものはないというふうに現場で確認をいたしました。以上でございます。

議長 長 担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議長 長 異議がないようですので、議案第 5 号については原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので原案どおり決定いたします。議案第 5 号については原案のとおり決定いたしました。

議長 長 日程第 8、議案第 6 号 農地流動化奨励金交付申請について、申請人・P 外 8 件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。河野主事補。

事務局 はい。65 ページをお開きください。議案第 6 号 農地流動化奨励金交付申請について、説明をします。

【議案第 5 号、議案書をもとに朗読】

現地調査において、耕作されていることを確認しておりますので問題はないと思います。以上で説明を終わります。

議長 長 担当者の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議長 長 異議がないようですので、議案第 6 号については原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので原案どおり決定いたします。議案第 6 号については原案のとおり決定いたしました。

議長 以上で、本日の総会の議案事項は全て終了いたしました。ありがとうございました。